

自治会・町内会等への 主な助成制度

令和8年度版

編集・発行 北区地域総務課

〒950-3393 新潟市北区東栄町1丁目1番14号

直通電話 025-387-1165

F A X 025-387-1020

メー ル chiikisomu.n@city.niigata.lg.jp

目 次

| 分 野 | No. | 名 称 | ページ |
|-------------|-----|------------------------|-----|
| 自治会等事務委託 | 1 | 自治会等事務委託 | 3 |
| | 2 | 自治会等集会施設借上補助金 | 3 |
| 集会所関連 | 3 | 自治会等集会所用地借上補助金 | 3 |
| | 4 | 自治会等集会所建設費補助金 | 4 |
| 防災・防犯 | 5 | 自主防災組織結成助成 | 4 |
| | 6 | 自主防災組織活動助成金 | 5 |
| | 7 | 防災土育成助成金 | 5 |
| | 8 | 避難行動要支援者支援制度賠償保険 | 6 |
| | 9 | 防犯灯設置補助金 | 6 |
| | 10 | 防犯灯電気料補助金 | 7 |
| 循環型社会づくり | 11 | クリーンにいがた推進員制度 | 7 |
| | 12 | ごみ集積場設置等補助金 | 7 |
| | 13 | 地域清掃活動費等補助金 | 8 |
| | 14 | ごみ出し支援事業支援金 | 8 |
| | 15 | 集団資源回収活動奨励金 | 8 |
| 福祉・衛生 | 16 | 北区敬老祝会助成事業 | 9 |
| | 17 | 地域の茶の間支援事業(地域の茶の間助成事業) | 9 |
| | 18 | 地域の茶の間支援事業(週1回以上) | 10 |
| | 19 | 住民主体の訪問型生活支援 | 10 |
| | 20 | 赤十字各種講習会助成事業 | 10 |
| | 21 | 衛生害虫駆除用薬剤購入費補助 | 11 |
| 排水ポンプ・私道・除雪 | 22 | 応急排水ポンプ維持管理費助成 | 11 |
| | 23 | 私道等整備費助成 | 11 |
| | 24 | 自治会除雪助成 | 12 |
| | 25 | 歩道除雪奨励金交付制度 | 12 |
| 緑化 | 26 | 歩道除雪機械購入補助金交付制度 | 13 |
| | 27 | 緑化活動推進事業 | 13 |
| | 28 | 公園愛護協力費 | 13 |
| その他 | 29 | 市民活動保険 | 14 |
| | 30 | 地域活動補助金(地域活動補助) | 14 |
| | 31 | 地域活動補助金(設備整備補助) | 15 |
| | 32 | 景観形成推進組織の認定と助成 | 15 |
| | 33 | 空き家活用推進事業(地域活動活用タイプ) | 16 |
| | 34 | バス停上屋等整備事業補助金 | 16 |

自治会・町内会等への主な助成制度

1. 自治会等事務委託

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 自治会等事務委託 | No. | 1 |
| 助成等対象 | 自治会・町内会と事務委託契約を結び、行政連絡事務等の事務委託費として、自治会等に委託料を支払います | | |
| 助成額・補助の条件等 | 世帯割 94円×世帯数×12カ月 均等割 世帯数に応じた年額 100世帯未満 5,500円 100世帯以上500世帯未満 6,000円 500世帯以上 6,500円 | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会 | | |
| 問い合わせ先 | 北区地域総務課 地域・防災グループ | 電話 | 025-387-1115 |

2. 集会所に関する助成制度

| | | | |
|------------|---|-----|--------------|
| 制度等名称 | 自治会等集会施設借上補助金 | No. | 2 |
| 助成等対象 | 自治会・町内会またはその連合組織がコミュニティ活動としての集会を行うため、集会施設を通年で借り上げている場合、その経費の一部を補助します ※市の所有する施設は補助対象外 | | |
| 助成額・補助の条件等 | 補助対象 年間借上料 補助率 1/2 限度額 30万円 | | |
| 申請期間等 | 新規の申請や借上内容の変更については、前年度の7月末日までに事前相談が必要です | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、連合自治会 | | |
| 問い合わせ先 | 北区地域総務課 地域・防災グループ | 電話 | 025-387-1165 |

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 自治会等集会所用地借上補助金 | No. | 3 |
| 助成等対象 | 自治会・町内会またはその連合組織がコミュニティ活動としての集会を行うため、集会所用地を通年で借り上げている場合、その経費の一部を補助します ※駐車場用地、市の所有する用地は補助対象外 | | |
| 助成額・補助の条件等 | 補助対象 年間借上料 補助率 1/2 限度額 10万円 | | |
| 申請期間等 | 新規の申請や借上内容の変更については、前年度の7月末日までに事前相談が必要です | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、連合自治会 | | |
| 問い合わせ先 | 北区地域総務課 地域・防災グループ | 電話 | 025-387-1165 |

| | | | |
|------------|---|-----|--------------|
| 制度等名称 | 自治会等集会所建設費補助金 | No. | 4 |
| 助成等対象 | 自治会・町内会またはその連合組織が地域活動を行うため、その拠点となる集会所を建設、購入または修繕する場合に要する経費の一部を補助します。 ※神社・仏閣など宗教に関する施設は補助対象外 | | |
| 助成額・補助の条件等 | ■建設費補助 補助率 1/2 基準単価 125,000円(限度) 限度額 800万円 (500世帯以上かつ250㎡以上の大規模集会所は1,200万円) ■修繕費補助 補助率 1/3 限度額 100万円 (ただし30万円に満たない場合は補助対象としません) | | |
| 申請期間等 | 前年度の8月末日までに事前相談が必要です | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、連合自治会 | | |
| 問い合わせ先 | 北区地域総務課 地域・防災グループ | 電話 | 025-387-1115 |

3. 防災・防犯に関する助成制度

| | | | |
|------------|---|-----|--------------|
| 制度等名称 | 自主防災組織結成助成 | No. | 5 |
| 助成等対象 | 自主防災組織を結成し、結成の届出後1年以内に自主的な防災訓練を実施した場合、当該組織に対し、1組織1回を限度に結成助成を行います | | |
| 助成額・補助の条件等 | 自主防災組織の加入世帯数に応じ、下の計算式によって求められた限度点数の範囲内で調達可能な防災資機材を防災訓練時に供与します(ヘルメット、担架など) ただし、複数の自治会・町内会が加入する自主防災組織については、構成する自治会等ごとに下の計算式により限度点数を求め、合計点数を限度点数とします ・限度点数 = 50,000点 + 50点 × 加入世帯数 ※ただし、1自治会・町内会あたり70,000点を限度とします ※また、1自治会・町内会あたり2本、防災のぼり旗を供与します | | |
| 申請期間等 | 自主防災組織結成の届出後、1年以内 | | |
| 交付対象団体 | 自主防災組織 | | |
| 問い合わせ先 | 北区地域総務課 地域・防災グループ | 電話 | 025-387-1115 |

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 自主防災組織活動助成金 | No. | 6 |
| 助成等対象 | 自主防災組織が自主的な防災訓練を実施した場合に、訓練に必要な防災資機材の購入等の経費を対象に助成金を交付します | | |
| 助成額・補助の条件等 | 条件 自主防災組織が自主的な防災訓練を実施し、自治会・町内会内で5人以上の参加があった場合 助成限度額 5～19人 5,000円 20～29人 10,000円 30～300人 20,000円 301～500人 25,000円 501人以上 30,000円 推奨訓練加算額 市が推奨する訓練を実施する場合は、経費の範囲内で5,000円を上限に増額されます 助成対象経費 防災訓練実施に必要な防災資機材の購入費および経費 助成額の上限 上記対象経費の3/4 | | |
| 申請期間等 | 訓練実施日の2週間前までに申請、訓練実施後1カ月以内に実績報告書の提出が必要です | | |
| 交付対象団体 | 自主防災組織 | | |
| 問い合わせ先 | 北区地域総務課 地域・防災グループ | 電話 | 025-387-1165 |

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 防災士育成助成金 | No. | 7 |
| 助成等対象 | 地域で防災活動を行う組織が、防災リーダーとしての活躍が見込まれる人に対して、防災士の資格取得のために当該地域組織が負担する経費に対し、助成金を交付します ※防災士…特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた人 | | |
| 助成額・補助の条件等 | 対象経費 ・日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座の受講料 ・防災士教本代 ・防災士資格取得試験受験料 ・防災士認証登録料 ・日本防災士機構へ納付する防災士資格取得特例規定による資格取得費用 助成額の上限 上記対象経費の1/2(3万円を限度とする) ※予算の範囲内での助成となります | | |
| 申請期間等 | 所属するコミュニティ協議会に、事前に相談してください | | |
| 交付対象団体 | 自主防災組織、コミュニティ協議会、自治会・町内会 | | |
| 問い合わせ先 | 北区地域総務課 地域・防災グループ | 電話 | 025-387-1115 |

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 避難行動要支援者支援制度賠償保険 | No. | 8 |
| 助成等対象 | <p>災害時、避難支援等の活動中に、避難行動要支援者または第三者に怪我を負わせたり、物を壊したりして損害賠償責任を負った際の補償です</p> <p>補償対象者 ・自治会・町内会、自主防災組織など、災害時避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の避難支援を行う地域団体 ・個別避難計画に、支援者として記載された個人、地域団体の役員</p> <p>補償対象事故 避難支援等の実施者が避難支援等の活動中、他人に身体傷害または財物損壊等を与え、市または避難支援等実施者が法律上の損害賠償責任を負うことになった場合の事故</p> | | |
| 助成額・補助の条件等 | <p>補償内容 身体賠償 1人につき1億円、1事故につき1億円 財物賠償 1事故につき1億円</p> | | |
| 申請期間等 | 事故発生後、速やかに事故発生通報書を提出してください | | |
| 交付対象団体 | 自主防災組織、自治会・町内会 | | |
| 問い合わせ先 | 北区地域総務課 地域・防災グループ | 電話 | 025-387-1115 |

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 防犯灯設置補助金 | No. | 9 |
| 助成等対象 | 自治会・町内会等が自主的に設置・管理する防犯灯を対象に、設置費用の一部を補助します | | |
| 助成額・補助の条件等 | <p>環境配慮型防犯灯 補助率 設置費の1/2 限度額 1灯あたり30,000円 ※60Wを超える防犯灯の新設は補助対象外 ※環境配慮型防犯灯とは、LED灯など、蛍光灯・水銀灯などに比べて光源が長寿命で省電力の防犯灯のことをいいます</p> <p>専用柱 補助率 設置費の1/2 限度額 1本あたり33,000円</p> | | |
| 申請期間等 | 5月末日までに交付申請書を提出してください ※故障時など緊急を要する場合は随時受け付け | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会 | | |
| 問い合わせ先 | 北区地域総務課 地域・防災グループ | 電話 | 025-387-1115 |

| | | | |
|------------|---|-----|--------------|
| 制度等名称 | 防犯灯電気料補助金 | No. | 10 |
| 助成等対象 | 自治会・町内会等が自主的に設置・管理する防犯灯を対象に、電気料の一部を補助します | | |
| 助成額・補助の条件等 | 環境配慮型防犯灯 補助率 9月分電気料金×12カ月(年間電気料の10/10相当) 限度額 1灯あたり60W以下の公衆街路灯の電気料 その他の防犯灯 補助率 9月分電気料金×6カ月(年間電気料の1/2相当) 限度額 1灯あたり100W以下の公衆街路灯の電気料 | | |
| 申請期間等 | 11月末日までに交付申請書を提出してください | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会 | | |
| 問い合わせ先 | 北区地域総務課 地域・防災グループ | 電話 | 025-387-1115 |

4. 循環型社会づくりに関する助成制度

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|--------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 制度等名称 | クリーンにいがた推進員制度 | No. | 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 助成等対象 | 自治会・町内会等の単位でクリーンにいがた推進員(任期1年)を設置し、推進員が活動する事により、自治会等の世帯数に応じて協力金を支払います | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 助成額・補助の条件等 | ・自治会・町内会等の単位で支給します ・活動報告書の提出が必要です <table border="1"> <tr> <td>世帯数</td> <td>~50</td> <td>51~100</td> <td>101~150</td> <td>151~200</td> <td>201~300</td> <td>301~400</td> <td>401~500</td> <td>501~</td> </tr> <tr> <td>協力金額(円)</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> <td>20,000</td> <td>25,000</td> <td>35,000</td> <td>45,000</td> <td>55,000</td> <td>65,000</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(年額)</p> | | | 世帯数 | ~50 | 51~100 | 101~150 | 151~200 | 201~300 | 301~400 | 401~500 | 501~ | 協力金額(円) | 10,000 | 15,000 | 20,000 | 25,000 | 35,000 | 45,000 | 55,000 | 65,000 |
| 世帯数 | ~50 | 51~100 | 101~150 | 151~200 | 201~300 | 301~400 | 401~500 | 501~ | | | | | | | | | | | | | |
| 協力金額(円) | 10,000 | 15,000 | 20,000 | 25,000 | 35,000 | 45,000 | 55,000 | 65,000 | | | | | | | | | | | | | |
| 申請期間等 | 届出は随時、区民生活課または廃棄物対策課へ提出してください | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、集合住宅等は住民活動団体 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ先 | 北区区民生活課 生活環境係 | 電話 | 025-387-1295 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | ごみ集積場設置等補助金 | No. | 12 |
| 助成等対象 | ごみ集積場を管理する自治会・町内会などに対して、ごみ集積場の購入・修繕費、看板設置費用の一部を助成します | | |
| 助成額・補助の条件等 | 補助率 3/4(ごみ集積場1カ所につき) 限度額 15万円 | | |
| 申請期間等 | 申請は随時、区民生活課または廃棄物対策課へ提出してください | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、集積場管理団体 | | |
| 問い合わせ先 | 北区区民生活課 生活環境係 | 電話 | 025-387-1295 |

| | | | |
|------------|---|-----|--------------|
| 制度等名称 | 地域清掃活動費等補助金 | No. | 13 |
| 助成等対象 | 自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等が行う環境美化活動で使用する用具等の購入、その他当該活動にかかる費用の一部を助成します | | |
| 助成額・補助の条件等 | 地域での一斉清掃・側溝清掃活動等 補助率 4/5 限度額 250円×参加者数×4/5(100円未満切り捨て) ・清掃実施前に、区民生活課または廃棄物対策課と事前協議が必要です ・他の補助金(緑化活動推進事業など)を活用した活動は除きます | | |
| 申請期間等 | 活動終了後1カ月以内に区民生活課または廃棄物対策課へ提出してください | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他団体 | | |
| 問い合わせ先 | 北区区民生活課 生活環境係 | 電話 | 025-387-1295 |

| | | | |
|------------|---|-----|--------------|
| 制度等名称 | ごみ出し支援事業支援金 | No. | 14 |
| 助成等対象 | 高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に対し、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、地域コミュニティ協議会などのごみ出し支援を行う団体に支援金を交付します | | |
| 助成額・補助の条件等 | 燃やすごみなどを利用者の玄関先からごみ集積場へ排出した場合 利用者1人への支援で、1日につき150円が交付されます 粗大ごみを利用者の家屋等から玄関先へ排出した場合 利用者1人への支援で、1日につき600円が交付されます | | |
| 申請期間等 | 申請は随時。区民生活課または廃棄物対策課に申請してください | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、社会福祉協議会、その他団体 | | |
| 問い合わせ先 | 北区区民生活課 生活環境係 | 電話 | 025-387-1295 |

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 集団資源回収活動奨励金 | No. | 15 |
| 助成等対象 | 古紙(新聞・チラシ・雑誌・ダンボール・牛乳パック)、古繊維(古布・古着)を回収する集団資源回収活動に対して、奨励金を交付します。また、集団資源回収活動に用いる資源物保管用倉庫の購入、新築、増改築及び改修に必要な経費の一部を補助するほか、活動を行う環境を整備するため、回収用具の譲与を行います | | |
| 助成額・補助の条件等 | 奨励金 回収量1kgあたり6円(年4回交付) 奨励金の交付を受けようとする団体は、集団資源回収活動団体登録申請書兼口座振替申込書により登録を受けてください 保管用倉庫補助金 補助率 1/2 限度額 下限2万円～上限10万円 要件 底面積が2.4㎡以上のもの(増築の場合は2.4㎡以上) 譲与する用具 看板 | | |
| 申請期間等 | 申請は随時、区民生活課または廃棄物対策課へ提出してください | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、老人クラブ・PTA、再資源化しようとする団体 | | |
| 問い合わせ先 | 北区区民生活課 生活環境係 | 電話 | 025-387-1295 |

5. 福祉・衛生に関する助成制度

| | | | |
|------------|---|-----|--------------|
| 制度等名称 | 北区敬老祝会助成事業 | No. | 16 |
| 助成等対象 | 北区全域を対象とし、自治会・町内会・コミュニティ協議会が6月～11月にかけて実施する敬老祝会に対し、経費の一部を助成します | | |
| 助成額・補助の条件等 | <p>当該年度末までに75歳以上になる高齢者の長寿を自治会等でお祝いすることができるよう補助するものです</p> <p>助成額 75歳以上で祝会に参加する方 1人あたり1,000円 75歳未満で会の運営に携わる方 1人あたり1,000円(1団体 上限10,000円) 対象外経費 現金、図書券、図書カード、商品券、アルコール、市の商品券</p> | | |
| 申請期間等 | 5月1日～6月30日 | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、コミュニティ協議会 | | |
| 問い合わせ先 | 北区健康福祉課 高齢介護係 | 電話 | 025-387-1325 |

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 地域の茶の間支援事業(地域の茶の間助成事業) | No. | 17 |
| 助成等対象 | 地域の集会所や公民館などを利用して、子どもや高齢者、障がい者等、誰もが気軽に集まり交流できる場である「地域の茶の間」を通じ、住民同士が支え合う仕組みづくりの構築を図るため、地域の茶の間の活動主体に対して、開催頻度に応じた運営経費の助成を行います | | |
| 助成額・補助の条件等 | <p>月1回開催 助成上限額 2,500円/月 月2回以上開催 助成上限額 5,000円/月(※)</p> <p>※月2回以上開催する地域の茶の間については、36月以内に週1回以上開催するための計画書の提出を助成の条件とします ※10ページNo.18(地域の茶の間支援事業(週1回以上))の交付を受けている活動主体は、原則、助成を受けることはできません</p> | | |
| 申請期間等 | 月単位で随時受け付け | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他団体 | | |
| 問い合わせ先 | 北区社会福祉協議会 | 電話 | 025-386-2778 |



| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 地域の茶の間支援事業(週1回以上) | No. | 18 |
| 助成等対象 | 住民同士が支え合う仕組みづくりの構築を図るため、地域の集会所や公民館などを利用して、子どもや高齢者、障がい者等、誰もが気軽に集まり交流できる場である「地域の茶の間」を運営する活動主体に対し、立ち上げ経費及び運営経費の一部を助成します | | |
| 助成額・補助の条件等 | 助成対象 ・おおむね週1回以上定期的に開催 ・1日あたりおおむね10人以上市民である高齢者が参加している 初期費用(初年度のみ) 消耗品費、印刷製本費、備品購入費など 助成上限額 200,000円/団体 運営経費 事業に係る経費。ただし、もっぱら飲食を目的とする経費は除く 助成上限額 20,000円/月×実施月数(年間) ※9ページNo.17(地域の茶の間支援事業(地域の茶の間助成事業))の交付を受けている活動主体は、助成を受けることはできません | | |
| 申請期間等 | 随時受け付け | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他団体 | | |
| 問い合わせ先 | 北区健康福祉課 高齢介護係 | 電話 | 025-387-1325 |

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 住民主体の訪問型生活支援 | No. | 19 |
| 助成等対象 | 交付対象団体が、要支援認定者等へ掃除やゴミ出し、洗濯、調理、日用品等の買い物、日常の生活支援を実施する場合、その実施主体に対して運営経費等の一部を補助します | | |
| 助成額・補助の条件等 | 初期費用(初年度のみ) 消耗品費、印刷製本費、備品購入費など 助成上限額 200,000円/団体 運営経費 利用調整役の人件費、保険料、通信費など (従事者への人件費等の直接経費は除く) 助成上限額 20,000円/月×実施月数(年間) | | |
| 申請期間等 | 随時受け付け | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他団体 | | |
| 問い合わせ先 | 北区健康福祉課 高齢介護係 | 電話 | 025-387-1325 |

| | | | |
|------------|---|-----|--------------|
| 制度等名称 | 赤十字各種講習会助成事業 | No. | 20 |
| 助成等対象 | 地域の集会所や公民館などを利用して、自治会・町内会、子育てサークルや「地域の茶の間」などの集まりで行う、赤十字講習会の開催に要した経費を助成します 内容 救急法、幼児安全法、健康生活支援講習、災害時乳幼児生活支援講習、災害時高齢者生活支援講習など | | |
| 助成額・補助の条件等 | 対象経費 講師派遣料、会場使用料、郵便料等 助成上限額 5,000円 ※10人以上で開催すること | | |
| 申請期間等 | 講習会開催予定日の3カ月前までに申請してください | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他団体 | | |
| 問い合わせ先 | 北区健康福祉課 障がい福祉係 | 電話 | 025-387-1305 |

| | | | |
|------------|---|-----|--------------|
| 制度等名称 | 衛生害虫駆除用薬剤購入費補助 | No. | 21 |
| 助成等対象 | 自治会・町内会が購入する衛生害虫駆除用殺虫剤の経費を補助します | | |
| 助成額・補助の条件等 | <p>補助額 補助対象薬剤の単位あたりの補助基準額と購入額を比較し、少ない方の額に購入量を乗じて得た額の1/2</p> <p>補助の対象となる薬剤の種類 有機リン系殺虫剤、ピレスロイド系殺虫剤、昆虫成長制御剤、有機塩素系殺虫剤</p> <p>※購入前に薬種・散布場所等についてご相談下さい ※農薬、園芸用、アメシロ駆除用薬剤及び家庭用殺虫剤は除きます</p> | | |
| 申請期間等 | 4月1日～1月末日に随時受け付け。交付申請書兼実績報告書を区民生活課または保健所環境衛生課に提出してください | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会 | | |
| 問い合わせ先 | 北区区民生活課 生活環境係 | 電話 | 025-387-1295 |

6. 排水ポンプ・私道・除雪に関する助成制度

| | | | |
|------------|---|-----|--------------|
| 制度等名称 | 応急排水ポンプ維持管理費助成 | No. | 22 |
| 助成等対象 | 応急排水ポンプの施設について、自治会・町内会が設置し、かつ、これを維持管理する費用のうち、必要と認められた額の一部を助成します | | |
| 助成額・補助の条件等 | 補助率 4/5以内 | | |
| 申請期間等 | 年度当初 | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会 | | |
| 問い合わせ先 | 北区建設課 管理係 | 電話 | 025-387-1405 |

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 私道等整備費助成 | No. | 23 |
| 助成等対象 | 自治会・町内会が施工する一定基準の私道等の舗装新設・修繕、側溝新設・修繕、交通安全施設(防護柵)新設・取り替えの工事費を助成します | | |
| 助成額・補助の条件等 | <p>補助率 助成基準工事費または当該工事費のいずれか少ない額の1/2</p> <p>条件 家屋連担地域内における幅員2m以上のもので、かつ次に該当するもの</p> <p>①道路の両端が公道に接続 ②道路の一端が公道に接続し、かつ、他の一端が幅員2m以上の私道等に接続 ③道路の一端が公道または幅員2m以上の私道等に接続し、かつ、他の一端が公共施設等に通じるもの ④道路の一端が公道に接続する幅員2.5m以上の袋小路で、奥行30m以上のもの、または5戸以上の家屋が接するもの</p> <p>※該当する私道等が法定外公共物である道路の場合は、上記①～④の幅員が1.8m以上であれば対象となります</p> | | |
| 申請期間等 | 年度内随時 ※予算の範囲内での助成となります | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会 | | |
| 問い合わせ先 | 北区建設課 管理係 | 電話 | 025-387-1405 |

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 自治会除雪助成 | No. | 24 |
| 助成等対象 | 自治会・町内会が、除雪協力業者等に依頼し道路の除排雪を行った場合に費用の一部を助成します | | |
| 助成額・補助の条件等 | <p>※いずれも安全確保のために誘導員、または補助員を付け加えた場合も含む</p> <p>建設機械(グレーダー、ドーザ、ローダ等をいう)で除排雪をしたとき 助成額 公道除雪の道路除排雪費(市が別に定める基準により計算した道路除排雪費と自治会が負担する道路除排雪費とを比較していずれか小さい額とします。以下同じ)の全額 ※私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の1/2助成、同一路線の2回目以降は3/4助成</p> <p>農業用トラクターで除雪をしたとき 助成額 公道除雪の道路除排雪費の全額 ※私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の1/2助成、同一路線の2回目以降は3/4助成</p> <p>排雪運搬用トラックで排雪をしたとき 助成額 道路排雪費(市が別に定める基準により計算した道路排雪費と自治会が負担する道路排雪費を比較していずれか少ない額)の全額</p> | | |
| 申請期間等 | 除雪を行った年度内(降雪状況によっては次年度4月中旬まで) | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会 | | |
| 問い合わせ先 | 北区建設課 管理係 | 電話 | 025-387-1405 |

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 歩道除雪奨励金交付制度 | No. | 25 |
| 助成等対象 | 新潟市管理道路の歩道除雪において、地域コミュニティ協議会・自治会・PTA・NPO等が自主的に実施する歩道除雪に対し奨励金を交付します | | |
| 助成額・補助の条件等 | <p>補助対象 除雪機械(ハンドガイド式)や、スコップ・スノーダンプ等の除雪道具を使用し、歩道上の一定幅員や道路横断箇所において、雪を除去する作業</p> <p>奨励金の交付額</p> <p>①基本額として、1人1回あたり500円(1日2回を限度とする)</p> <p>②実績額として ・除雪延長10mあたり130円 ・道路横断箇所除雪1カ所あたり130円</p> <p>③奨励金は1団体あたり20万円を限度とする</p> <p>補助の条件 交付対象となる積雪深は歩道の積雪がおおむね10cmに達している場合とする、ほか</p> | | |
| 申請期間等 | 随時 | | |
| 交付対象団体 | コミュニティ協議会、5人以上の自治会・町内会・その他団体 | | |
| 問い合わせ先 | 北区建設課 管理係 | 電話 | 025-387-1405 |



| | | | |
|------------|---|-----|--------------|
| 制度等名称 | 歩道除雪機械購入補助金交付制度 | No. | 26 |
| 助成等対象 | 「歩道除雪奨励金交付制度」に登録する団体を対象に、歩道除雪機械を購入する際の費用の一部を補助します | | |
| 助成額・補助の条件等 | 補助対象 ハンドガイド式歩道除雪機械の購入費。ただし、中古品は対象外 補助金の交付額 購入に要する費用の1/2以内の額 上限額 100万円/団体 下限額 10万円/団体 補助の条件 ・購入初年度は、建設課が開催する機械操作研修会に参加すること ・補助金交付年度から4年間は「新潟市歩道除雪奨励金交付制度」の団体登録を行うこと ・機械購入日から4年を経過する日までの間は、当該機械の転売・売払い・譲渡・交換または廃棄をしてはならない、ほか | | |
| 申請期間等 | 随時(予算の範囲内での助成のため、事前に相談してください) | | |
| 交付対象団体 | コミュニティ協議会、自治会・町内会・その他団体 | | |
| 問い合わせ先 | 北区建設課 管理係 | 電話 | 025-387-1405 |

7. 緑化等に関する助成制度

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 緑化活動推進事業 | No. | 27 |
| 助成等対象 | 公園・道路・河川などで緑化活動を行う自治会・町内会、NPO法人、その他5人以上で組織する任意のグループに対し草花の苗・種・球根の購入費を補助します | | |
| 助成額・補助の条件等 | 補助対象 草花の苗・種・球根の購入に対する補助 条件 ・活動場所が、公園、道路、河川敷または公共施設敷地内で外部から植栽が確認できる場所であること ・活動についてはあらかじめ活動場所の管理者に植栽及び維持管理等について許可を得ること ・実施後は適切かつ継続して維持管理を行うこと、ほか 限度額 1団体あたり5万円(消費税込み) | | |
| 申請期間等 | 4月上旬に建設課に申請してください | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、コミュニティ協議会、その他非営利団体 | | |
| 問い合わせ先 | 北区建設課 管理係 | 電話 | 025-387-1405 |

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 公園愛護協力費 | No. | 28 |
| 助成等対象 | 公園愛護会が行う公園の除草・清掃などの活動や、事故などの通報に対する謝礼です。同愛護会は任意の団体であり、老人クラブ等で組織している場合があります | | |
| 助成額・補助の条件等 | 公園の維持・管理活動に対して、公園愛護会単位で支払います 助成額 1公園あたり19,000円+面積割(100㎡あたり2,500円) 限度額 20万円 ※新たに公園愛護活動を始める場合は、建設課に相談してください | | |
| 申請期間等 | 活動報告書、口座振込申込書を11月下旬までに建設課へ提出してください。様式は建設課が送付します | | |
| 交付対象団体 | 公園愛護会 | | |
| 問い合わせ先 | 北区建設課 管理係 | 電話 | 025-387-1405 |

8. その他の助成制度

| | | | |
|------------|---|-----|--------------|
| 制度等名称 | 市民活動保険 | No. | 29 |
| 助成等対象 | <p>ボランティア等公益的な市民活動中のケガや事故を対象とした保険制度です。対象となる活動は以下のとおりです</p> <p>①コミュニティ協議会、自治会・町内会、その他地域団体が継続的、計画的に行うボランティア活動</p> <p>②市の主催・共催・依頼事業に従事するボランティアの活動</p> | | |
| 助成額・補助の条件等 | <p>補償内容 傷害保険 死亡 500万円、後遺障害 15万円～500万円、入院 1日あたり3千円、通院 1回あたり2千円</p> <p>賠償保険 対人 1事故につき上限1億円、対物 1事故につき上限1億円、受託者賠償 1事故につき上限100万円(自己負担額1万円)</p> | | |
| 申請期間等 | 事故発生後、1週間以内に市民活動事故発生通報書を提出してください | | |
| 交付対象団体 | 自治会・町内会、コミュニティ協議会、その他団体 | | |
| 問い合わせ先 | 北区地域総務課 地域・防災グループ | 電話 | 025-387-1165 |

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | 地域活動補助金(地域活動補助) | No. | 30 |
| 助成等対象 | 地域住民による自主的・主体的な、地域課題を解決するための取り組みに対し、その経費の一部を補助します | | |
| 助成額・補助の条件等 | <p>※コミュニティ協議会を除き、新規事業が対象。すでに実施している事業(地域の祭りなど)は対象外。ただし、新たに実施する重点分野の課題解決につながる取り組みは対象となる場合あり。本補助金により開始した事業は、翌年度以降も継続して(「その他非営利団体」は3回まで)申請可</p> <p>重点分野 地域福祉、教育、防災・防犯、環境美化、地域計画策定、人口減少対策(移住支援、空き家・空き店舗の利活用に関する事業に限る)</p> <p>補助率 ①A型事業 10/10(重点分野に該当する、地域課題の解決を図る8日以上継続して実施する活動事業) ②B型事業 3/4(コミュニティ協議会広報紙発行事業) ③C型事業 1/2(①・②以外で地域課題の解決を図る活動事業、ほか)</p> <p>補助限度額(1事業あたり) コミュニティ協議会、自治会・町内会 20万円、その他非営利団体 10万円 ※市の共催または本市や他の公共団体から財政的支援を受けている事業または申請している事業は対象外</p> | | |
| 申請期間等 | 準備期間を含む事業実施の2週間前までに、交付申請書類を地域総務課へ提出してください。予算に達し次第、受け付けを終了します | | |
| 交付対象団体 | コミュニティ協議会、自治会・町内会、その他非営利団体 | | |
| 問い合わせ先 | 北区地域総務課 地域・防災グループ | 電話 | 025-387-1115 |

| | | | |
|------------|---|-----|--------------|
| 制度等名称 | 地域活動補助金(設備整備補助) | No. | 31 |
| 助成等対象 | 自治会・町内会などの地域活動に使う、20万円以上の設備整備費用(備品購入費など)の一部を補助します。 ※神社・仏閣など宗教に係る備品は補助対象外 | | |
| 助成額・補助の条件等 | 補助率 1/2 補助限度額 下限10万円～上限30万円 ※購入後の申請はできません 令和8年度の変更点 ・祭り、交流イベントに関する申請は、審査による補助団体の選定を行わずに、予算の範囲内で4月1日から先着順で補助金を交付します(令和8年度のみ実施。申請期限は最長10月末まで) ・例年7月頃の交付決定に加え、予算状況に応じて11月頃に追加で交付決定を行うことがあります。追加の交付決定を受けるためには、事業に着手せずに待つ必要があります | | |
| 申請期間等 | 5月末日までに申請書類と見積書を地域総務課へ提出してください。7月頃に審査結果を通知します ※祭り・交流イベントに関するものは、4月1日から先着順で受け付け | | |
| 交付対象団体 | コミュニティ協議会、自治会・町内会、連合自治会 | | |
| 問い合わせ先 | 北区地域総務課 地域・防災グループ | 電話 | 025-387-1165 |

| | | | |
|------------|---|-----|--------------|
| 制度等名称 | 景観形成推進組織の認定と助成 | No. | 32 |
| 助成等対象 | 一定の地区における景観の形成を目的とする組織を「景観形成推進組織」として認定。活動に対して、勉強会などへの市職員の派遣、情報提供など行うほか、助成金交付要綱に基づき助成金を交付します | | |
| 助成額・補助の条件等 | 組織の認定要件 ①当該地区内に存する土地及び建築物等の所有者等で構成されていること ②その活動が財産権を不当に制限するものでないこと ③規則で定める用件を具備する規約が定められていること ※自治会・町内会に限らず、要件を満たす組織であれば認定できます 助成対象 ①景観形成のための学習会、プランづくり等の調査・研究活動 ②景観形成のための研修会、講演会の開催及び広報紙、パンフレット作成等の啓発活動 ③その他景観形成のために必要な活動 助成額 初回 助成率 10/10 限度額 20万円/年度 2～5回 助成率 1/2 限度額 10万円/年度 | | |
| 交付対象団体 | 景観形成推進組織 | | |
| 問い合わせ先 | まちづくり推進課 景観・庶務グループ | 電話 | 025-226-2707 |

| | | | |
|------------|---|-----|--------------|
| 制度等名称 | 空き家活用推進事業(地域活動活用タイプ) | No. | 33 |
| 助成等対象 | 空き家の有効活用を推進することを目的として、空き家や除却後の跡地を、地域の課題解決や活性化に向けた地域活動の拠点として活用する団体に対し、その経費の一部を補助します | | |
| 助成額・補助の条件等 | <p>本事業は、補助対象内容等の別により以下2種類から構成されます</p> <p>活用事業 補助対象 空き家を集会施設等で活用するための改修工事、外構整備工事 補助率等 工事費の1/3、上限100万円 (併せて耐震改修を行う場合、上限200万円)</p> <p>跡地活用事業 補助対象 跡地活用のための空き家の除却工事、外構整備工事 補助率等 工事費の1/3、上限50万円</p> | | |
| 申請期間等 | 随時(予算の範囲内での助成。事前に住環境政策課に相談してください) | | |
| 交付対象団体 | コミュニティ協議会、自治会・町内会、その他非営利団体 | | |
| 問い合わせ先 | 住環境政策課 住環境整備室 | 電話 | 025-226-2813 |

| | | | |
|------------|--|-----|--------------|
| 制度等名称 | バス停上屋等整備事業補助金 | No. | 34 |
| 助成等対象 | バス利用者の増加を図り、地域の移動手段を確保するため、必要とするバス停付近のベンチや上屋などを設置する際に経費の半額を補助します | | |
| 助成額・補助の条件等 | <p>補助対象事業 バス停ベンチ、上屋、情報案内システム 補助対象経費 調査・設計費、材料費、工事費等 補助上限額 ベンチ25万円、上屋400万円、情報案内システム400万円</p> | | |
| 申請期間等 | 事前に相談してください | | |
| 交付対象団体 | 個人、法人、地域団体 | | |
| 問い合わせ先 | 都市交通政策課 交通ネットワーク推進室 | 電話 | 025-226-2753 |

■ 書類の保存期間 ■

補助金関係書類(申請書、領収書、帳簿など)は、原則、補助金の交付を受けた年度を含めて6年間保存してください

なお、補助金の種類により保存期間が異なる場合は、市の指示に従ってください

